

令和5年度 建設業安全衛生推進者能力向上教育（初任時）の開催ご案内

URL : <http://www.kensaibou-yamagata.jp> (各講習計画の詳細を掲載中)

山形労働局長登録教習機関
建設業労働災害防止協会山形県支部

労働安全衛生法により事業規模が10人以上50人未満の労働者を使用する事業場では、安全衛生推進者を選任し、事業場内の安全衛生管理を行うよう定められております。

また、すでに安全衛生推進者を選任し、その業務に従事されている場合においても、選任された安全衛生推進者は、労働安全衛生法第19条の2に基づく「労働災害防止のための業務に従事する者の能力向上教育に関する指針」により能力向上教育を受講する必要(平成2年3月15日付基発第129号)があることから、安全教育の一貫としても計画的に受講させるようお取り計らい下さい。

1 講習日時【学科・実技日程】

日 程	講習会場
令和5年 9月 29日 (金) 9:00~17:15	「建設業技能安全センター」 寒河江市大字白岩字久保川原1660 TEL : 0237-83-2211

2 教育の対象者

新たに安全衛生推進者を選任された者及び今後選任が見込まれる者

3 教育科目

①安全衛生管理の進め方	3時間
②リスクアセスメント	2時間
③安全衛生教育	1時間
④関係法令	1時間



4 受講料 (受講料・教材費には、消費税含む。)

区 分	一 般	建災防会員 (会員には受講料2,500円補助)
受講料・教材費	受講料 11,220円 教材費 1,716円	受講料 8,720円 教材費 1,716円
	合 計 12,936円	合 計 10,436円

5 受講申込方法、手続き

(イ) 受講手続き

- ① 受講申込書兼受講票：ホームページからダウンロード可

(注1) 上記①を予め申込先に郵送（提出）して下さい。

(注2) 定員(50名)になり次第締切りとなります。お早めに申込書を提出して下さい。

(ロ) 受講料納入

- ① 前納制となります。下記口座に期日までに納入して下さい。(講習5日前まで納入すること)
- ② 振込手数料はご負担願います。
- ③ 銀行振込の受領書をもって領収書に代えさせていただきます。

(ハ) 申込み・お問い合わせ先

〒990-0505 寒河江市大字白岩字久保川原1660

建設業技能安全センター・セーフティプラザ山形 TEL: 0237 (83) 2211 FAX: 0237 (83) 2212

- ① 山形銀行 県庁支店 普通No. 0189758
口座名 建設業労働災害防止協会 山形県支部
- ② きらやか銀行 山形東支店 普通No. 0063838
口座名 建設業労働災害防止協会 山形県支部

※ 申込書を提出後、上記2行のいずれかにお振込み下さい。

6 修了証 所定の科目を受講した者に講習終了後、即日交付となります。

【統合修了証】 ※令和2年1月より運用開始

○講習修了後、建災防山形県支部で管理するデータを基に「安全衛生教育 統合修了証」を発行します。

○建災防山形県支部発行の「安全衛生教育修了証」をお持ちの方は、講習当日に回収しますので、ご持参下さい。

※滅失により当日持参できない方で、後日修了証を発見した場合、自らハサミを入れて破棄して下さい。

※発行済みの修了証を保管希望の方は、ご自身で修了証に穴を開ければ提出不要です。

7 その他注意事項

- ① 受講日当日、本人確認のため「運転免許証・健康保険証・住民票」のいずれかを持参してください。
身分証を忘れると、受講できません。
- ② 遅刻された場合には受講出来ないことがありますのでご注意ください。
- ③ 受講料納入後、学科講習日の3日前(土、日、祝日を除く。)までに受講取り消しの連絡があれば受講料等の返金に応じますが、それ以降は如何なる理由でも受講料等の返金には応じられません。

建災防山形県支部 または
建設業技能安全センター

検索  CLICK!